

○議事日程

令和6年12月18日（水） 第5日

- | | | |
|-----|----------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 議案第46号 | 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 第 3 | 議案第47号 | 岐南町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第48号 | 厚八運動場設置条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第51号 | 岐南町内部組織設置条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第55号 | 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第56号 | 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第57号 | 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第58号 | 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第59号 | 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第60号 | 令和6年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第12 | 議案第61号 | 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算について |
| 第13 | 議案第62号 | 令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算について |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

- | | | |
|---|---|----------|
| 1 | 番 | 広瀬 恵理子 君 |
| 2 | 番 | 加藤 雅浩 君 |
| 3 | 番 | 長谷川 淳 君 |
| 4 | 番 | 村山 博司 君 |

5	番	松	本	暁	大	君
6	番	三	宅	祐	司	君
7	番	松	原	浩	二	君
8	番	櫻	井		明	君
9	番	渡	邊	憲	司	君
10	番	木	下	美	津	子

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副	町	長	傍	島	敬	隆	君
教	育	長	野	原	弘	康	君
会	計	管	小	関	久	志	君
総	務	部	堀	場	康	伸	君
総	合	政	安	田		悟	君
福	祉	部	岩	田	恵	司	君
土	木	部	井	上	哲	也	君
住	民	部	小	野	木	崇	夫
総	務	課	服	部	貴	司	君
財	政	課	記	野	雅	之	君
総	合	政	撰	田	真	広	君

○職務のため出席した事務局職員

書	記	西	脇	信	一	郎
議	会	事	務	局	員	森
						加
						恵

開議

午前10時15分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきに配付申し上げたとおりであります。

なお、後藤友紀町長、三輪議会事務局長は、所用により会議を欠席しております。

三輪議会事務局長に代わって西脇書記が入り、西脇書記の代理として森議会事務局員、職員が入りますのでご承知おきください。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番木下美津子議員、1番 広瀬恵理子議員の両君を指名します。

総務住民常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第46号	岐南町印鑑条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第47号	岐南町手数料条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第48号	厚八運動場設置条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第51号	岐南町内部組織設置条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの

令和6年12月18日

総務住民常任委員会委員長 松本暁大

岐南町議会議長 櫻井 明様

第2 議案第46号から第5 議案第51号まで

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第2、議案第46号から日程第5、議案第51号を一括して議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） この4案件について、総務住民常任委員会における審査の報告を求めます。

総務住民常任委員会委員長 松本暁大議員、よろしく申し上げます。

○総務住民常任委員会委員長（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。

総務住民常任委員会委員長の松本です。

第4回定例会に付託されました4案件について、委員長報告のほうをさせていただきたいと思います。

今期定例会におきまして、総務住民常任委員会に審査を付託されました議案につきましては、去る12月5日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

議案第46号 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、コンビニ交付と同様に役場窓口でもマイナンバーカードを利用した印鑑登録証明の発行はできないのかの問いに、理事者側から、コンビニ同等の端末機がないため、従来どおり印鑑証明事務処理要綱に基づき印鑑登録証の提示による発行となりますとの答弁がありました。

委員から、DXを進める中で、役場窓口にコンビニ同等の端末機を配置する考えはとの問いに、理事者側から、システム利用料、運営負担金の経費及び町内に多くのコンビニがあることから、庁舎内に端末機を設置はしませんが、今後、国の動向やコンビニ交付の状況を踏まえて役場窓口の端末機の設置を検討しますとの答弁がありました。

その他、質疑の後、採決したところ、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第47号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員からは、コンビニ交付申請による各種証明書の手数料はとの問いに、理事者側から、役場窓口の交付申請と同等の手数料となりますとの答弁がありました。

委員からは、コンビニ交付の申請は何件くらいを見込んでいるのかとの問いに、理事者側から、昨年度の交付実績約3万件のうち約15%がコンビニ交付となることを見込んでいますとの答弁がありました。

その他、質疑の後、採決したところ、全員賛成で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第48号 厚八運動場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、厚八運動場の使用料改定の考え方はとの問いに、理事者側から、指定管理運営に関する協定書により岐阜市と同額とすることとなっており、岐阜市の改定基準に沿って適正な額か確認、協議し、使用料の額を決めていますとの答弁がありまし

た。

また、委員から、厚八グラウンドの岐南町民の利用状況はとの問いに、理事者側から、厚八グラウンドの利用状況は、昨年度実績として使用日数は113日、11団体4,074人ですとの答弁がありました。

ほか、委員から、厚八グラウンドの使用料が改定されることは、今後、その他運動施設の使用料を上げる一つのきっかけになるのかとの問いに、理事者側から、物価高騰や施設の老朽化に伴い、管理・維持費用も増加していくと思われます。引き続き公共施設のサービスを提供していくために、受益と負担の公平を図る観点からも使用料の見直し等を考えておりますとの答弁がありました。

その他、質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第51号 岐南町内部組織設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、機構改革に係る費用はどの程度見込んでいるのかとの問いに、理事者側から、各課を案内するサイン工事、パソコンと内線電話の配線工事などの費用が必要で、物価高騰等により、令和3年度に機構改革を実施した決算額約60万円を上回る経費を想定していますとの答弁がありました。

ほか、委員から、具体的な各部各課の庁舎内配置は決まっているのかとの問いに、理事者側から、具体的な配置はまだですが、来庁者が混乱しないよう配慮し、ワンストップサービスを維持しつつ利便性の高い配置を目指しますとの答弁がありました。

また、委員から、機構改革に当たり、部長のほか実務に近い課長級の意見は取り入れていますかとの問いに、理事者側から、本条例、施行規則の改正に当たり、担当業務の見直しなどを各課長級からの意見を聴取し、反映していますとの答弁がありました。

ほか、委員から、機構改革に伴う人的配置の増減とその確保はとの問いに、理事者側から、機構改革に伴って全体の職員数が増減することはありません。最少限の経費で最大限の効果を生むような人事配置をします。また、総務人事課を設置し、人材の育成確保に取り組めますとの答弁がありました。

その他、質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（櫻井 明君） 以上で委員長報告は終わりました。

最初に、議案第46号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終了し、これより討論を許します。討論はございませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第46号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第46号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第46号 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第47号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第47号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第47号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって終結します。これより採決します。議案第48号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第48号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第48号 厚八運動場設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長(櫻井 明君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって終結します。

これより採決します。議案第51号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第51号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、議案第51号 岐南町内部組織設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



第6 議案第55号から第13 議案第62号まで

○議長(櫻井 明君) 次に、日程第6、議案第55号から日程第13、議案第62号について一括して議題とします。

(議案掲載省略)

○議長(櫻井 明君) この8案件に対する提出者の説明を求めます。

傍島敬隆副町長。

○副町長(傍島敬隆君) まず初めに、議案第55号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、特定任期付職員の給料表及び期末手当について、民間との均衡を図るため、所要の改正を行うものでございます。

本町において、現時点では改正の内容に該当する職員はおりませんが、国の制度改正に併せ、あらかじめ改正しておくものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第56号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、期末手当について民間の支給割合との均衡を図るため、改正するものでございます。

主な内容につきましては、期末手当を年間0.1か月分引き上げ、4.5か月を4.6か月といたすものでございます。

第1条関係としまして、引き上げる0.1か月分につきましては、例年12月の期末手当に上乗せして支給いたしますが、今回、12月の期末手当は既に支給済みであることから、差額分を12月中に支給するものでございます。

また、第2条関係としまして、令和7年度以降の支給割合4.6か月を6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和7年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第57号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、期末手当について民間の支給割合との均衡を図るため、改正するものでございます。

主な内容につきましては、期末手当を年間0.1か月分引き上げ、4.5か月を4.6か月といたすものでございます。

第1条関係としまして、引き上げる0.1か月分につきましては、例年12月の期末手当に上乗せして支給いたしますが、今回、12月の期末手当は既に支給済みであることから、差額分を12月中に支給するものでございます。

また、第2条関係としまして、令和7年度以降の支給割合4.6か月を6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第58号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給率の改正を行うものでございます。

主な内容でございますが、第1条関係の給料表の改定におきましては、令和6年4月1日から、民間給与との較差を解消するため、初任給について、大学卒業程度では月額2万3,800円、高校卒業の者では月額2万1,400円を引き上げるとともに、若年層

に重点を置き、給料月額を引き上げるものでございます。

また、期末・勤勉手当について、年間で合わせて0.1か月分を引き上げ、4.5か月を4.6か月とするもので、引上げ分を期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05か月分を配分し、支給するものでございます。

支給方法につきましては、給料月額及び期末・勤勉手当支給割合の引上げに伴う差額分を12月中に支払うものでございます。

第2条関係としましては、令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給割合4.6か月を6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第59号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、民間給与との較差を解消するため、会計年度任用職員に係る給料表の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第60号 令和6年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ871万7,000円を増額し、97億8,004万1,000円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、総務費におきまして、人材派遣委託料281万5,000円、機構改革に伴うサイン製作設置業務委託料117万2,000円、庁用備品購入費79万4,000円の増額、民生費におきまして、介護保険特別会計繰出金73万7,000円の増額、教育費におきまして、郡教育委員会負担金78万7,000円、郡教育委員会分担金316万2,000円の増額、また各費目にわたり、人事院勧告に基づく給与条例の一部改正等に伴い、人件費の精査をいたしております。

これに対する歳入につきましては、繰越金におきまして871万7,000円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、議案第61号 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、人事院勧告に基づく給与条例の一部改正に伴うもので、歳入歳出それぞれ151万5,000円を増額し、22億4,745万7,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、総務費に係る総務管理費として55万2,000円を増額、地域

支援事業費に係る包括的支援事業費・任意事業費として96万3,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金37万1,000円、県支出金18万5,000円、繰入金95万9,000円を増額し、財源といたすものでございます。

最後に、議案第62号 令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ743万9,000円を増額し、2億7,909万1,000円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、教育費におきまして人事院勧告に基づく給与条例の一部改正に伴い、人件費の精査をいたしております。

これに対する歳入につきましては、分担金として597万1,000円、負担金として146万8,000円を増額し、財源といたすものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。

最初に、議案第55号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありますか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。

第55号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第55号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号に対する質疑を許します。質疑はございますか。

2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議案第56号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

この案件につきましては、出てくるたびに毎回やっているわけなんですけれども、

今回も今までと同様に人事院勧告に基づき民間における支給割合との均衡を図るため改正するものということで、この議案が提案されております。

もともと人事院勧告というのは、国の国家公務員の一般職に対して民間との給与の差、均衡を図るために報酬月額であるとか、いわゆるボーナス、期末手当を改正するというのが本来の趣旨であります。それはあくまでも一般職員に対してのものです。しかも国家公務員に対してのものです。ただ、県であるとか市町村であるとかそういったところに人事院に該当するような機関がないのでそこに倣ってやるというのがいわゆる慣例になっているわけなんです。

じゃあ、議員という立場はどういう立場なのかというのを考えたときに、あくまでも非常勤の特別職になります。そして、給与ではなく報酬が支払われている。じゃあ、その報酬というものに対して人事院の勧告をそのまま当てはめて準用することができるのかどうかといったときに、その法的根拠が不明確なわけです。慣例でそうやってやってきているということは重々分かっているんですけども、法的根拠があるのか、私の知る限りはないんですけども、もしあれば法的根拠を教えてくださいたいと思います。

そして、今回の改正については、民間の給与の割合に見合うよう引き上げる。期末手当については4.5か月分から4.6か月分に0.1か月分引き上げた。本当にこれは0.1か月分なのかということで、支払われる額が報酬の月額に対して実際に支給される額は何か月分なのかということをお答えいただきたいと思います。

3つ目、今回は期末手当の引上げだけで、報酬が引き上げられないところなんですけれども、人事院は給与と期末手当の両方を引き上げろと言っているにもかかわらず、この議案に関しては、報酬はなしで期末手当のほうだけを引き上げる。もし人事院の勧告に倣うということであれば、両方同時に引き上げるべきであるにもかかわらず、議員の場合は毎回毎回、この期末手当だけの引上げになっている。

本来であれば、報酬と期末手当の関係というのは、主と従の関係のようなものなんです。主たるこの給与に当たる部分がまず最初に見直しがある、いわゆるベースアップの部分があって、その報酬に対しての期末手当がどうなのかということを見えていくべきなんですけれども、この報酬の部分については、町議会議員の報酬、それから町長であるとかの常勤の特別職に関しては報酬審議会で決めるべきことというふうにされているので上げていないんだろと思うんですけども、であれば、そういった報酬全体に関わる話というのは、報酬審議会で諮るべき話であって人事院の勧告に基づくというのはどうなのか、その整合性についてどう考えているのかお答えをいただきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（櫻井 明君） 会議を再開します。

堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず法的根拠の部分ですけれども、人事委員会については、町としては持っておりませんので、一般的な地方公共団体、大きい市は別ですけれども、公共団体についても、この人事院勧告、人事院の勧告の対象となり、町としても地域における民間企業等の状況を勘案してこの勧告に準拠をする形で対応しているというところでございます。

また、引上げの割合につきましては、現行の4.5か月から4.60か月分ということで0.1か月分の増額となるんですが、金額といたしましては、12月1日の基準日現在で算定をさせていただきますと、議長ですと3万9,600円、副議長ですと3万2,400円、ほかの議員の皆さんですと3万円の増額となるものでございます。

また、報酬審議会の関係ですけれども、議長や町長等の特別職の月額報酬、給与月額の変更に係る場合、条例の場合の条例改正をするにはあらかじめ報酬等の額について審議会の意見を聞くというふうに解釈しておりますので、今回、期末手当の月数の変更のみの場合はこの規定に該当しないと考えており、従前より審議会のほうには諮っております。

また、近隣市町においても、当町と同様に審議会には諮っていないということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、再質問、再質疑させていただきます。

人事院の勧告に基づいてというところで、法的な根拠というところで、今までの事例とか他市町に倣ってというところはよく分かるんですけれども、一般職の職員にそれを適用するならばまだ話は分かるんです。あくまでも国家公務員の人事院勧告が示すのは国家公務員の一般職に対してやるものなので、町の一般職に対してもそれに倣ってやるというのはよく分かるんですけども、非常勤の特別職にそれを当てはめるといったときにじゃあ果たしてそれが適切なのか。

今回は、報酬の部分に関しては報酬審議会を開かなきゃいけないので開いていない

し、今までも開いていないのでそうしませんでしたというのは分かったとして、じゃあ同じように人事院の勧告に基づいて報酬を引き上げる対象が非常勤の特別職の議員も含まれるということであれば、町の中にはほかにも非常勤の特別職というのがありますよね。条例で定められた、別表で示されたものがありますよね。そうした役職についている方たちの報酬は、この人事院の勧告に基づいて引上げの対象になっていないとおかしいですよ。議員のところだけ当てはめて、でも議員のほうは報酬審議会の条例があるのでそれをやらないけれども、そっちのほうは全く触っていないよ、別にそこは報酬審議会を開かなくても上げられるわけですから、そこを上げていないというのは、答弁上矛盾があります。その点についてどう考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

月割りにすると何か月分かというのを聞いて、そのまま4.5か月から4.6か月の0.1か月分になりましたというお答えがありました。議員でいうと3万円の引上げになります。おかしいと思いませんか。0.1か月分引き上がるのであれば、3万円じゃなくて2.5万円、2万5,000円引上げになっていないといけませんよね。

それはなぜかという、この条文上にも書いてあるんですけども、今回のこの改正の部分で100分の225を乗じて得た額にというところが100分の235を乗じて得た額にというところの直前に、議員の報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に改正される。要は月額に対して1.2割増しした金額にこの4.6か月を掛けているんですよ。

そうすると、人事院は月額に対して4.6か月、4.5から4.6か月の0.1か月分を上げましょうよと言っているのに、そもそものベースを上げた状態をこっちでつくって置いて、そこから0.1か月引き上げるとなると人事院の言っている金額以上に上げているんじゃないのということが毎回毎回起きているわけなんです。

現実的には、じゃあ4.5か月分の現状を報酬月額に換算すると、今5.4か月分もらっているんですよ。それを0.1か月分引き上げるということは、1.2倍なので5.52か月分もらうことになるんですよ。現状でもらい過ぎの状態、さらに上げてもらい過ぎの状態をつくるということが果たしてどうなのか。

報酬月額だけではなくにこの期末手当全体の問題も、本来であれば、やっぱり議会の中できちっと話し合っ決めていくべきことだと思うし、それが報酬の全体に関わる、議員の身分に関わる話にもつながってくると思いますので、この今僕が言った金額、現状5.4か月分もらっているのは5.52か月分になるのは間違いないかということでお答えをいただきたいと思います。

○議長（櫻井 明君） 暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開します。

堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

非常勤の特別職、ほかの条例で定めている職員につきましては長年据え置かれたものもございますので、業務量等、増えたもの等があれば今後適宜見直しをしてまいりたいと思います。

また、役職加算の関係ですけれども、特別職の給与等についても、一般職の趣旨に沿って取り扱うものということから、国家公務員の役職段階等に応じて定められた加算割合がありますけれども、これの上限の100分の20を準用して、本条例についてもその割合を乗じて算出しているというところがございます。以上です。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑ございますか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これで質疑を終結します。

それでは討論に入ります。討論はありませんか。

加藤議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議案第56号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの質疑の中でも申し上げましたが、今回のこの人事院の勧告に基づいて議員報酬の期末手当を引き上げるというところについては法的根拠が定かではないということ、そして今回の引き上げる部分が月額0.1か月ということをおっしゃるけれども、実際は現状で月額5.4か月、そして引き上げた後は5.52か月ということで、現状の月額ということからするともう既にもらい過ぎている状態から、さらにまた引き上げるということについて妥当性が見えない。報酬の加算の手当という説明もありましたけれども、その部分を変えてしまえば、この月額の意味が本当になくなってしまふような状態になってしまうので、本来の月額に対してやはり支給されるべきものだろうというところ。

それから、報酬等審議会で本来諮るべきものであるもので、今回、行政として気を遣って出していただきましたが、議会は議会のほうで話し合うべき話だと思いますので、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（櫻井 明君） ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立多数であります。よって、議案第56号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑はほかにないようですから、これを打ち切ります。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論はないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。

議案第57号を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第57号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号に対する質疑を許します。質疑を受け付けます。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。

議案第58号を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第58号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

2番 加藤議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議案第59号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。

質疑なのであれなんですけど、今回もこの会計年度任用職員の待遇についての見直しが一般職員と同様に行われているというところでの改正であるというふうに考えておるわけなんですけれども、ちょっとよく内情が分かっていないので教えていただきたいのは、一般職の職員と会計年度任用職員の中での給料表上の差がどれくらいあるのかということ。

あとは採用された後にする仕事の内容の部分で、会計年度任用職員の待遇は随分上がってきたという話は以前から聞いておるんですけれども、同一労働同一賃金とかという考え方の中で、会計年度任用職員の待遇が正職員並みにしっかり整っているとはいえ、採用の時点からもう職員の区分として分けられている。会計年度については何年かの契約とかというところで終身雇用ではないというところでの違いはあるにしても、そのやる仕事の内容について、どこまでその責任を持っていただいてやっていただくことができるのかなど、これから先々で見えていくと、こうした会計年度任用職員の重要性というのは非常に高まってくると思うんですけれども、今回の改正でそうした待遇の差がどれくらい改善されたのか、そういったところをちょっと分からないので教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井 明君） 暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（櫻井 明君） 会議を再開いたします。

堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

会計年度さんの給料表、号級表になりますけれど、高卒の新卒者が5号級18万8,000円から始まりますのでそちらの方と一緒にになります。5から45までを会計年度さんの号級としております。また、期末・勤勉手当につきましても4.6か月分ということになりますし、昇給もでございます。仕事の内容につきましても、正職の主事級並みの給与をもらうということでございますので、それなりの仕事をこれからますます、なかなか新規採用も難しいところでございますので今見える会計年度さんに、よ

り働いていただけるようにしていきたいと思います。また、できない仕事につきましては、組織運営に関わることや許認可、差押え等については会計年度任用職員さんではできませんので、それ以外はほぼ一緒の仕事ができるというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑を許します。ございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これより討論に入ります。討論をお受けいたします。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第59号を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第59号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 5番議員 松本です。

議長のお許しをいただきましたので、議案第60号、一般会計補正予算について、1点だけ質疑のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど議案第51号の私の委員長報告の中で、機構改革に係る費用はどの程度を見込んでいるかということで、内容が、令和3年度に機構改革を実施したときの決算額が約60万円、今回はそれを上回る経費で想定していますということでご答弁をいただいておりますけど、先ほど提案説明のところ、60号、機構改革に伴うサイン製作設置業務委託料で117万2,000円というところで、令和3年度の機構改革ではサイン工事とかパソコン等の内線工事の部分も込みで決算額60万円ということだったとそういうふうに解釈しておるんですけど、今回はサイン製作設置業務だけで117万2,000円というふうに計上をされておるので、この中に内線工事とかそのほかに係る費用が込みなのか、入っていないとどのぐらいの金額があと想定されるのか、分かる範囲内で結構です。お答えをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松本議員のご質問にお答えいたします。

サイン工事につきましては、本庁舎でいきますとエントランスを入れて一番大きいところに案内看板があります。あと階段、それぞれのフロアにあります。あとエレベーター前、エレベーター内、それぞれの各フロアにございます。これが30強ありまして、それとあとそれぞれのカウンター、各課のカウンターの業務内容が書いたカウンターがありますけれども、それ等を合わせまして今回の予算で上げております。また、電話等、あとLANの配線につきましてはまだ席次等が確定しておりませんので、この費用については今回の中には入っておりません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議案第60号 令和6年度岐南町一般会計補正予算についての質疑をさせていただきます。

先ほちょっと全員協議会のほうでも説明をしていただいたんですけども、よく分からなかったのも、またお答えをいただきたいと思うんですけども、今回の先ほどもやっていった人事院勧告に基づく人件費の部分が、今回のこの補正予算の中には反映されていない、会計年度の部分だけは反映されているという解釈でよろしいか。

いろいろと見ていくと、例えば議員の先ほどの期末手当の部分でもマイナス60万になっていたりとか、特別職のところとか一般職のところとか、マイナスの補正がされているわけなんですけれども、いつのタイミングでどういうふうに予算書上は反映されていくのか。

あとは、今回の人事院勧告に基づく人件費の分が総額でどれぐらいのアップになるのか、この2点についてお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

人件費につきましては、令和6年度の予算というのは、令和6年の2月ぐらいに最終は締め切りますので、それまでに分かっている体制で人事の分については人事、人件費については組みますので、例えば4月から辞められたとか急遽育休に入られたという方については当然その分減るんですけども、6月の議会のときには人事がありまして足りない部分の補正をいたしまして、12月に最終的に精査をするという形で行っております。また、今回の人事院勧告に伴う人件費の増額の総額ですけど、約3,800万円ほどとなっております。以上です。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

再質疑させていただきます。

ちょっとまだいまいよく分かっていないのであれなんですけど、予算というのはあらかじめ組んでいるので、今回新年度予算に関しては当初の3月、今年の3月に議決したもので今年度をスタートしてやっていっているわけですよ。精査するのが2月ぐらいという話だったんですけども、予算上、当初に組んだ予算の範囲の中で収まっていて、その部分をやりくりしていくという話であれば、それはその中で最終の精査をしてやるということだと思んですけど、現状、今回ここを上げたことによって、遡ってたしか4月からの部分も上がっていくとなると相対的に今の話、3,000万ぐらい当初の予算よりも増えていく状況の中で、現状辞めていったりとかした人とかの減額の部分との差引きで3,000万を超える部分それがあれば、今回増額した部分はそこに収まって補正の中でやる必要はない、今の時点でやる必要がないとは思んですけど、現状改正をしたことによって増額が発生して、遡って支給しなければいけないという状態の中で、この金額の中で当初組んだ予算で収まっているのかどうか。その予算の組み方のところで僕の解釈が違うのかもしれないですけど、どういうふうにちょっとやっているのか、今の説明でちょっと理解できなかったの改めて説明をお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

6月の一般会計の補正予算時に、人件費については足りない分を増額のほうをいたしております。今回例に挙げた議会費のところの減額につきましては選挙等ございましたので、その分で若干減額となっております。最終、12月に退職された方、育休の方、そういったもろもろを精査してこの金額になったということでございます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

すみません、ちょっと聞きたかったことをお答えいただけていないので、改めてちょっともう一回説明させていただきます。

今の説明は分かったんです。何となくそうだろうな。全体の総枠の中で例えば予算

なのでこれは、あらかじめそれぐらいの金額が要るだろうというところがあるのに対して現実に支払いというのがありますよね。支払いがこの予算を超える手前で予算というのをあらかじめ議会のほうに議決してやっていく必要があるという大前提でちょっとお話しているんですけど、そうすると、当初3月に新年度予算を組みます。6月に人事異動があるので、そこでもある程度、人のこととかも精査して、総額の人件費で足らなければ上げるという処理をします。ただ、それ以降に退職とかいろんなことがあって当初見込んだ額よりも減る部分はあるだろうと、ただそこを今、この12月に精算して総額というのはある程度決まってくるよ。

ただ、今回の人事院の勧告に基づいて報酬なり給与なりの引上げがありました。これが遡って4月の分から適用されますよとなると総額自体は増えてくるわけですよね。それは支給するタイミングもあると思うんですけど、それが予算で組んだ金額の何かさっき言った3,000万が今回上がるという部分の予算で組んだ中で収まっている話であれば筋道としては分かるんですよね。それはあくまでも支払うタイミングの話だと思うんですけどね。

今回人事院の勧告に基づいていろいろ条例改正して、上げるということをしたタイミングでやらないと、次に補正を組むタイミングは、3月の議会でまとめてやるのか、もしくはその手前で専決処分をするなり、臨時議会を開くなりということが技術的には考えられると思うんですけど、その支払いのタイミングが3月の議会の議決までのところで止めて待てる状態なのかどうかということはどうなのかな。要は、増えた総額が今持っている手元の予算の枠の中に収まっているかどうかということが聞きたいわけです。

今回の減額の部分がかなりあって、その総額自体は減らしている状態で、その差引きのバランスで、この出された補正予算で本当にいいのかなというところがちょっとよく分からなかったのでお答えをいただきたいと思います。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員の再質問にお答えします。

3月、次の補正予算を組むまでの分については今回の12月補正予算のほうに含まれております。以上です。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑ございますか。

4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 4番議員 村山です。

議長のお許しをいただきましたので、1点質問させていただきます。

今年度の一般会計補正予算の中で人材派遣委託料281万5,000円、これはどういう政

策についての、この金額等についての説明を求めたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の質疑についてお答えいたします。

人材派遣委託料につきましては3人を見込んでおまして、年度の途中で退職した
方、育休の方、育休の職員の代わりになるということで3人分、1月から3月までの
3人分見ております。以上です。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑ございますか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑は終結し、討論を
許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第60号 令和6年度岐南町
一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決をします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第61号 令和6年度岐南町
介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第62号 令和6年度羽島郡
二町教育委員会特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

閉議閉会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2024年（令和6年）第4回定例会を閉会
します。

午前11時27分 閉会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

木 下 美津子

岐南町議会議員

広 瀬 恵理子